

180日を超える入院料の算定について（お知らせ）

健康保険法等の規定により、180日を超えて一般病棟に長期入院する患者さんの入院料の一部は、健康保険等の適用対象から外れ、実費分の特別の料金として患者さんご自身にご負担して頂くことになりますのでご了承願います（これを選定療養費といいます。）。

1. 180日超入院により実費分の特別の料金を負担して頂く選定療養費の金額

当院では、180日を超える長期入院患者さんには、入院料の一部を選定療養費として実費負担扱いで計算し、さらに、それを除いた入院料の残りの部分を健康保険による負担割合に応じて計算し、両者を合計して負担して頂きます。その結果、実費負担して頂く部分の金額は下表のとおりとなり、消費税及び地方消費税相当額が加算されます。また、選定療養費は、高額療養費等の給付対象にはなりません。

なお、選定療養費は、一般病棟入院基本料に一定割合を乗じて計算されますが、下表のように一般病棟入院基本料の15%の割合で計算して消費税等を加算した金額になります。

選定療養費の算定入院期間	選定療養費の算定割合	実費負担となる選定療養費の金額 (消費税等を含む。)
令和7年6月1日から	一般病棟入院基本料 (急性期一般入院料1)の 15%	2,790円(1日当り)

2. 180日超長期入院による選定療養の対象者

180日を超えて入院している患者さんには、180日を超える日から、健康保険による自己負担額の外に、選定療養にかかる実費分の特別の料金も負担して頂きます。また、180日の期間計算においては、同一傷病での3か月以内の退院に係る前回入院期間も含めて計算されます（他の医療機関の入院期間も含みます）。

なお、入院各月毎の医療上の判断によって、厚生労働大臣の定める状態にある患者さん（人工呼吸器を装着しているなど）は、その該当した月分の入院料においては、選定療養の対象から除外され、健康保険のみにて負担額を算定します。

※ ご質問等がございましたら、遠慮なく事務部医事統括室までお問い合わせ願います。

令和7年6月1日